

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について

※ 警信はこれまでと同様、適切に対応します

- 1 中小企業等金融円滑化法は、平成25年3月31日に期限を迎えますが、警信は同法の期限到来後も、お客様からの貸付条件変更のご相談に対して、コンサルティング機能の発揮に努めるとともに、ご希望に沿えるよう適切に対応します。
- 2 警信住宅ローンをご利用いただいている方で、給与の見直し、人事異動、病気等による減収などにより、返済元金の減額等をご希望される方は、これまでと同様、各営業店の相談窓口でお受けします。

営業日の午前9時から午後6時30分までご相談を受付けています。

営業店	相談場所・電話番号
本店	警察総合庁舎2F 03-3580-1060 K 28444
宮内庁出張所	宮内庁庁舎1F 03-3213-1266 K 800-713-6923
渋谷支店	渋谷署6F 03-3499-9881 K 7316-5692
新宿支店	新宿署8F 03-3345-0471 K 7411-5692
池袋支店	池袋署9F 03-5951-6361 K 7515-5692
上野支店	上野署別館2F 03-3844-3185 K 7610-5692
立川支店	多摩総合庁舎1F 042-525-1311 K 7951-6910